

6 高福第 1 8 8 7 号

令和 6 年 7 月 1 2 日

各市町村  
東三河広域連合 } 高齢者福祉担当課長 殿

愛知県福祉局高齢福祉課長

令和 7 年度地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業費補助  
金分）に係る所要額調べについて（照会）

このことについて、県の予算編成作業上、県内における基金活用意向を把握する必要があるため、下記により提出してください。

記

1 提出書類

- ・ 令和 7 年度地域医療介護総合確保基金（介護施設等整備事業費補助金分）  
所要額調べ（別紙様式）
- ・ 該当事業がない場合は、その旨文書（任意様式）で回答してください。

2 提出方法及び期限

令和 6 年 7 月 3 1 日（水）必着（電子メールにて回答）

※別紙様式（添付のエクセルファイル）に必要事項を入力し、ファイル名の「○  
○市町村」を当該市町村名等に変更の上、下記メールアドレス宛て提出してください。

3 その他

別紙 1 「作成に当たっての注意事項」等を参考に作成してください。

担 当 施設グループ（山田）  
電 話 052-954-6287（ダイヤルイン）  
メー ル korei-shisetsu@pref.aichi.lg.jp

別紙 1

作成に当たっての注意事項

- 1 この補助金は単年度事業であるため、原則複数年度にわたる整備事業は認められません。  
(ただし、県が補助する広域型特養に併設する事業所を整備する場合など、整備が大規模で単年度で完了しない場合、複数年度にわたる整備事業を認める場合がある。)
- 2 補助内容及び補助単価については、別紙「愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱本文＋別表 (令和 6 年度改正案) ※」を参照してください。  
なお、県要綱改正時に、補助単価等が減額となる場合があります。  
※令和 6 年度地域医療介護総合確保基金（介護施設整備分）の一部改正案の内容を反映したもの。
- 3 定員 30 人以上の広域型施設等（特養、老健、介護医療院、ケアハウス、養護、介護付きホーム）に対する、施設開設準備経費等支援事業、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業、災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業及び定期借地権設定のための一時金支援事業は県事業（政令・中核市を除く。）、それ以外は市町村補助事業となります。所要額調査の時点で、県で実施する事業についても管内該当施設の要望を確認してください。
- 4 当該補助金における市町村事業については、市町村が実施した補助事業に対し、県が補助するものです。所要額調査にあたっては、管内の施設及び事業所には、市町村の補助要綱等を示し、それに基づいて確認を行っていただき、県への協議としてください。
- 5 本補助金の財源である地域医療介護総合確保基金（整備分）の令和 6 年度国予算が対前年度比で大幅な減額（△100 億円）となっており、国への協議に当たっては優先順位をつけることとされております。  
このため、必ず回答様式のメニュー毎に各市町村内の優先順位を附番してください。空欄や同一順位を附番した場合、上段記載の事業の優先順位を高くされたものとみなします。
- 6 各事業における対象施設のうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、介護付きホームについては、補助基準額は指定を受ける床数としてください。

- 7 災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンにおいて、新規整備（創設（開設）・増築（床）・改築（再開設）・増改築）する介護施設等を対象とする事業は、例外要件を満たす場合を除き補助対象外となります（交付要綱第5条（4）、（5））。

作成に当たっては、新規整備予定の施設等の所在地について、当該区域の該当有無を災害区域図等で確認し、該当する場合には例外要件を満たすことが見込まれることを確認してください。

- 8 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、「地域密着型サービス等整備助成事業」の補助対象外となります（交付要綱第5条（1）ウ）。

- 9 同一施設・事業所において、過去に既に実施済み又は令和6年度実施の事業を重複して申請することはできません。

- 10 当該補助金については、例年多額の不用額が生じていることから、県の予算要求が大変厳しい状況となっております。また、本補助金を活用して整備した施設・設備を整備後にサービスの全部又は一部を休止する等、利用が低調なものが見受けられており、この点に関して会計検査院からも指導を受けています。

回答に当たっては、施設整備の必要性や事業内容、今後の見通し等について充分精査の上、記入してください。

- 11 本補助金を活用して整備した施設・設備（補助対象財産）を交付の目的に反して使用・譲渡・交換・貸し付け・担保に供し又は取り壊す等する場合、財産処分による補助金の返還が発生する可能性があります。これについては、活用を希望する事業者には必ず周知してください。

- 12 近年、国から県への補助が協議額を下回る状況であること等から、年度末の基金残が翌年度の所要額を下回ることとなった場合は、これまで基金残を担保に行ってきた年度当初からの早期内示ができません。

また、県から市町村への内示は、原則、国からの内示後（例年秋ごろ）となることが予想され、補助事業の着手時期が遅れる可能性がありますので、その旨、調査時に必ず案内してください。なお、内示前着工は認められません。

- 13 7月●日現在、国の要綱改正が未達のため、要綱案による調査となります。このため、令和7年度の事業実施や補助額を担保できるものではありません。

なお、調査期間中に国の要綱改正があった場合は、速やかに県要綱の改正手続きを執り、新たな県要綱を送付いたします。